

国立大学法人宇都宮大学  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2 内容

目標1	育児休業（育児短時間勤務、育児時間休業を含む）の取得状況を次の水準以上とする。 男性職員・・・1名以上取得する。 女性職員・・・取得率80%以上を維持すること。
-----	--

〈対策〉

- ・平成22年4月～ 平成22年4月から配偶者が専業主婦（夫）であっても育児休業が取得できることや、育児短時間勤務についても選択できる時間を増やした等の改正を行ったことに伴い、育児休業制度についてのマニュアルをより分かり易く改善し、職員に対し周知徹底を図る。
- ・平成23年4月～ 情報提供のあり方等について検討し、改善を図るとともに、年度毎の育児休業等の取得率について公表する。

目標2	子どもが生まれる際の男性職員の特別休暇の取得を促進する。
-----	------------------------------

〈対策〉

- ・平成22年4月～ 妻の出産に伴い使用できる特別休暇制度の種類等について周知徹底し、取得を促進する。
- ・平成23年4月～ 妻の出産に伴う特別休暇について、その種類・日数等を検討する。

目標 3 小学校就学前の子がいる職員が、子育て支援のために利用できる制度について周知・啓発する。

〈対策〉

- ・平成 22 年 4 月～ 3 歳未満の子を養育する職員から請求があったときは超過勤務の免除ができることや、小学校就学前の子の看護休暇について子どもが 2 名以上の場合は 10 日まで取得できるように改正を行ったことに伴い、利用できる制度についてのマニュアル改善を行い、職員に対し周知徹底を図る。
- ・平成 23 年 4 月～ 情報提供のあり方等を検討し、職員への周知徹底を図る。

目標 4 超過勤務を縮減するため、ノー残業デーの周知徹底を図る。

〈対策〉

- ・平成 22 年 4 月～ 超過勤務の原因の分析等を行う。
- ・平成 23 年 4 月～ 情報提供のあり方等を検討し、職員への周知徹底を図る。